

時事解説

2025年度植物防疫事業・農薬安全対策の進め方について

農林水産省 消費・安全局
植物防疫課, 農産安全管理課 農薬対策室

はじめに

近年、温暖化による気候変動や訪日外国人、国際郵便等のヒト・モノの移動の増加に伴う有害動植物の侵入・まん延リスクが高まっている。また、化学農薬の使用による環境への負荷や病害虫の化学農薬に対する抵抗性の発達が顕在化するなど、植物防疫をめぐる状況は複雑化している。このような状況下で、2024年6月に公布・施行された食料・農業・農村基本法において、「農業の持続的な発展」の施策の一部として、『植物に有害な動植物が国内で発生およびまん延をした場合には、農業に著しい損害を生ずるおそれがあることに鑑み、必要な施策を国が講ずる』ことが改めて明記された。また、現在、食料・農業・農村政策審議会において基本計画の策定に向け議論が行われている。植物防疫の重要性がより高まる中、農林水産省は今後も植物防疫を着実に推進していく。

農薬の安全対策については、国際的動向などを踏まえた農薬登録制度の見直しや最新の科学的知見に基づく再評価を旨とする2018年の農薬取締法改正に基づく施策を着実に実施するとともに、農薬使用者に対して、適正使用などを徹底していく必要がある。これにより、生産者に対してより安全で効果の高い農薬を供給するとともに、最終的には、消費者に安全で高品質な農畜産物を安定的に供給していくことができる。

I 2025年度予算編成について

植物防疫対策に関する2025年度予算においては、以下の内容を計上している。

(1) 植物防疫法に位置付けられた総合防除を推進するため、地域の実情に応じた総合防除体系の確立に向け

た防除体系の実証、指導者の育成に必要な研修・講習等への参加・開催の取組を支援する。また、より高度な発生予察調査の実施に向け、遺伝子検定手法等を活用した新たな発生予察手法を確立し、より迅速で、精緻な発生予察情報を提供するための取組を支援する。さらに、農業者による適切な総合防除の実践を図るため、総合防除に必要な手順、技術等を網羅した総合防除実践マニュアルの整備を行う。加えて、農薬の再評価制度に対応した防除体系の構築のため、作業者暴露の少ない栽培管理体系、防除技術などの実証を行う。

(2) 農業用ドローン、常温煙霧等の省力的・効果的な散布技術の現場導入に向けて、農薬登録の拡大や散布技術の実証を支援するとともに、生産量が少なく利用できる農薬に制限のある作物（マイナー作物）に使用できる農薬登録の維持・拡大に向け、農薬登録の拡大や、2025年度から新たに農薬の再評価に際し必要となる試験を支援する。

(3) 病害虫防除所が、発生予察事業および侵入調査事業を実施するための経費等を交付する。

(4) ジャガイモシロシストセンチュウ等の国内未発生の重要病害虫について、定着およびまん延防止を図るため、初動防除や植物防疫法に基づく緊急防除等を実施する。

(5) 輸入農産物に対する検疫くん蒸による環境・人への負荷を低減するため、国内外の検疫くん蒸剤の排出ガスの回収や除毒等技術の開発・導入状況を調査・実証するとともに、農作物中の薬剤成分の残留量および減衰傾向の特定にかかわる作物残留試験成績を整備する。

(6) 相手国の植物検疫措置が障壁となり輸出拡大が困難な果樹等の新規輸出解禁および輸出検疫条件の緩和に向け、検疫協議に利用するためのエビデンスの収集・整理を支援する。

一方、農薬安全対策については、2025年度予算において、以下の項目において必要な経費を計上している。

1) 農薬使用者や販売者への講習・指導、農作物や土壌等への残留状況の調査、残留農薬基準値超過事案の原因

Government Projects on Plant Protection in 2025. By Plant Protection Division and Plant Products Safety Division, Food Safety and Consumer Affairs Bureau, MAFF

(キーワード：みどりの食料システム戦略、植物防疫事業、農薬安全対策事業)